

○やまと広域環境衛生事務組合管理者の職務代理者を定める規則

(平成23年3月1日規則第3号)

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第292条において準用する法第152条第2項の規定に基づき、組合の管理者の職務を代理する職員は、事務局長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。